（ハイヤー方式）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　収入印紙

契約金額が1万円

未満は不要

選挙運動用自動車運送契約書（例）

北広島町**〇〇**選挙候補者　　**戸籍名を記入**　（以下「甲」という。）と　**株式会社〇〇　代表　〇〇　〇〇**　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

１．使用目的 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用

２．車種及び登録番号 車　　種　**小型乗用自動車（　車　種　名　）**

登録番号　**広島〇〇〇あ〇〇　〇〇（車両ナンバー）**

３．台　　数 **１**台

４．使用期間 令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日まで（　　日間）

５．契約金額 　　　　　　　　　　円　**契約金額及び単価は消費税を含む**

内訳　１日　　　　　　　円　×　　　日間

６．請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき北広島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、北広島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北広島町に請求できない。

７．その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和　　年　　月　　日　**契約は告示日前でも可**

甲　　北広島町**〇〇**選挙候補者

住　所

氏　名　　**候補者届出と一致**　　　印

乙　　住　所

名　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

（レンタカー方式）

選挙運動用自動車賃貸借契約書（例）

北広島町**〇〇**選挙候補者　　**戸籍名を記入**　（以下「甲」という。）と　**株式会社〇〇　代表　〇〇　〇〇**　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１．使用目的 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用

２．車種及び登録番号 車　　種　**小型乗用自動車（　車　種　名　）**

登録番号　**広島〇〇〇わ〇〇　〇〇（車両ナンバー）**

３．台　　数 **１**台

４．使用期間 令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日まで（　　日間）

５．契約金額 　　　　　　　　　　円　**契約金額及び単価は消費税を含む**

内訳　１日　　　　　　　円　×　　　日間

６．使用上の義務等

　　甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

７．請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき北広島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、北広島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北広島町に請求できない。

８．その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和　　年　　月　　日　**契約は告示日前でも可**

甲　　北広島町**〇〇**選挙候補者

住　所

氏　名　　**候補者届出と一致**　　　印

乙　　住　所

名　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

（燃料供給契約）

選挙運動用自動車燃料供給契約書（例）

北広島町**〇〇**選挙候補者　　**戸籍名を記入**　（以下「甲」という。）と　**株式会社〇〇　代表　〇〇　〇〇**　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１．供給する期間 令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日まで（　　日間）

２．供給場所 所在地　**北広島町有田１２３４番地**

名　称　**株式会社〇〇**

３．供給を受ける自動車の車種及び登録番号　車　　種　**小型乗用自動車（車種名）**

登録番号　**広島〇〇〇わ〇〇〇〇（車両ﾅﾝﾊﾞｰ）**

４．単　　価 単価１ℓあたり　　　　　　円　　　銭

（注：単価は消費税を含んだ額である）

５．契約金額

　　上記の単価に期間中の供給総量を乗じた額（１円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する）を契約金額とする。

６．請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき北広島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、北広島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北広島町に請求できない。

７．その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和　　年　　月　　日　**契約は告示日前でも可**

甲　　北広島町**〇〇**選挙候補者

住　所

氏　名　　**候補者届出と一致**　　　印

乙　　住　所

名　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

（運転契約）

選挙運動用自動車運転契約書（例）

北広島町**〇〇**選挙候補者　　**戸籍名を記入**　（以下「甲」という。）と**〇〇　〇〇（運転手の氏名）**　（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１．運転する期間 令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日まで（　　日間）

原則として毎日　〇時〇〇分から　〇時〇〇分まで

２．契約金額 　　　　　　　　　　円

（１日につき　　　　　　　　　円）

３．供給を受ける自動車の車種及び登録番号　車　　種　**小型乗用自動車（車種名）**

登録番号　**広島〇〇〇わ〇〇〇〇（車両ﾅﾝﾊﾞｰ）**

４．請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき北広島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、北広島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北広島町に請求できない。

５．その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和　　年　　月　　日　**契約は告示日前でも可**

甲　　北広島町**〇〇**選挙候補者

住　所

氏　名　　**候補者届出と一致**　　　印

乙　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

（ビラ作成契約）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　収入印紙

契約金額が1万円

未満は不要

選挙運動用ビラ作成契約書（例）

北広島町**〇〇**選挙候補者　　**戸籍名を記入**　（以下「甲」という。）と　**株式会社〇〇　代表　〇〇　〇〇**　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１．品　　名 公職選挙法第142条第１項第６号に定めるビラ

２．枚　　数 　　　　　　　　枚

３．契約金額 　　　　　　　　　　円　（単価　　　　円　　　銭）

（注：契約金額・単価は消費税を含んだ額である）

４．納入期限 令和　　年　　月　　日

５．請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき北広島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、北広島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北広島町に請求できない。

７．その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和　年　月　日

**契約は告示日前でも可、立候補予定者説明会以降の日付としてください**

甲　　北広島町**〇〇**選挙候補者

住　所

氏　名　　**候補者届出と一致**　　　印

乙　　住　所

名　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

（ポスター作成契約）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　収入印紙

契約金額が1万円

未満は不要

選挙運動用ポスター作成契約書（例）

北広島町**〇〇**選挙候補者　　**戸籍名を記入**（以下「甲」という。）と　**株式会社〇〇　代表　〇〇　〇〇**　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１．品　　名 公職選挙法第143条第１項第５号に定めるポスター

２．枚　　数 　　　　　　　　枚

３．契約金額 　　　　　　　　　　円　（単価　　　　円　　　銭）

（注：契約金額・単価は消費税を含んだ額である）

４．納入期限 令和　　年　　月　　日

５．請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、北広島町議会議員及び北広島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき北広島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、北広島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北広島町に請求できない。

７．その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和　　年　　月　　日　**契約は告示日前でも可**

甲　　北広島町**〇〇**選挙候補者

住　所

氏　名　　**候補者届出と一致**　　　印

乙　　住　所

名　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印